

階上町奨学生ふるさと定住促進補助金交付金

この制度は、若者の定住促進を図ることを目的に、階上町奨学金の貸与を受けて進学し、卒業後階上町に居住する方が償還する奨学金の一部を補助する制度です。

【対象者】

次の要件を全て満たす者

- ①階上町奨学金の貸与を受けて高等学校、大学等に進学した者
- ②平成30年4月以降に奨学金を償還し、償還期間内（償還開始から10年以内）である者
- ③補助申請する年度の前年度（4月～翌3月）に住民登録があり、居住している者
- ④町税を滞納していない者

【補助金額】

- ・前年度中に償還された奨学金の2分の1の額。ただし、奨学金貸与総額の10分の1の額の2分の1の額を限度額とします。
- ・貸与1件ごとに算出した額とします。

【補助金交付の流れ】

※申請は平成31年度からです！！

対象者が申請書を町へ提出（毎年5月頃）

※補助対象となるのは前年度1年間（4月1日～翌3月31日）の奨学金償還金



申請を受けて町が審査（住民登録、奨学金償還金額の確認等）



補助金交付決定通知書の発行後、申請者の指定する金融機関の口座へ補助金を振込み

【イメージ】

（例）高校3年間奨学金を受け、1年据え置き平成30年4月から総額720,000円の償還が開始になる場合

償還期限均等償還額(補助限度額) $720,000 \text{円} \div 10 \text{年} \div 2 = 36,000 \text{円}$

パターン①（10年均等償還する場合）

（単位：円）

	H30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
償還額	72,000	→										
補助額	※(1/2)	36,000	→									

パターン②（5年で償還する場合）

	H30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
償還額	144,000	→										
補助額	※(限度額)	36,000	→									

前年度償還額の1/2より限度額のほうが少ないので交付額は36,000円です

パターン③（均等償還額未滿、償還期限超過）

	H30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
償還額	60,000	→						80,000	→		超過	
補助額	※(1/2)	30,000	→						36,000	→		0

H40は償還期限10年を超過しているためH41は補助交付されません